

石狩商工会議所報



YAKUDO

躍動

2025 APRIL No.46 石狩商工会議所報 躍動

編集・発行/石狩商工会議所



第46号



令和7年度 石狩商工会議所事業計画

自 令和七年四月一日 至 令和八年三月三十一日

基本方針

北海道経済は、新型コロナウイルス感染症の影響からほぼ脱却し、インバウンドを中心とした観光客数が増加、消費もほぼ回復するなど、持ち直しの兆しを見せている。また、千歳市においてラピダス建設が本格化したことにより、道央圏を中心に建設業、製造業等幅広い業種において大きな経済効果を創出している。

しかしながら、国際情勢の混乱を起因とする資材の供給不足、大きく円安に触れる為替相場等の要因により、エネルギーや原材料価格は高止まりしており、企業や家計に負担を強いている。加えて、少子高齢化に伴う労働力不足は解決の糸口すら見えず、人材確保は全業種において喫緊の課題となっているなど、企業を取り巻く環境は厳しいものと言わざるを得ない。

こうした中、当所においては、これまでも課題を抱える事業者に対し担当者や専門家による個別支援に取り組んできたが、小規模事業者の持続的発展を支援するため「経営発達支援計画」を作成し、昨年、経済産業大臣に申請を行った。この計画では地域経済動向調査や需要動向調査に関するもののほか、事業者の事業計画策定から実施までの支援を行うものであり、これらに以上に伴走型支援を強化する。

地域経済振興・活性化へ向けた取り組みの事業については、広く周知を図り、引き続き積極的に実施し、地域社会と経済の活性化を進めていく。特に、市内での事業者となりうる創業者への経営安定を図るため支援を拡充するとともに、雇用対策事業の一環として、企業の慢性的な

人手不足の解消を図るため、市内に立地する企業と地元との教育機関との連携を促す事業を引続き展開する。さらに、新規事業として、新港地域に立地する建設業・製造業者を当所ホームページにて紹介をする「石狩企業デジタルガイドブック事業」を実施し市内企業の認知度向上を図る。石狩市においては、昨年一月から大規模な洋上風力発電施設が稼働し、今後も一般海域での建設が期待されており、さらにデータセンターの誘致や新たにホテルの建設が始まるなど市内の経済はさらに活発化しており、関連企業からの関心が高まっている。洋上風力発電事業の誘致及び支援基地港湾整備については、国や道が取り組む脱炭素の動きとも連動しており、地域経済に及ぼす波及効果も極めて大きいものと想定されることから、陳情・要望活動を強化するとともに、経済効果を受容するための組織づくりについて、引続き調査・研究を行う。

当所の運営については、社会・経済情勢の変化に対応するべく、組織体制の根幹である業種別部会や地区協議会の組織再編を行い、本年10月末日をもって、役員・議員の任期が満了となるため新体制で組織力の強化を図る。

以上を基本方針とし、令和七年度については、以下に掲げる事業を実施する。

重点項目

I 中小企業支援の強化と人材育成

- 1 令和7年度事業計画 TOPICS
- 5 令和6年度の主な事業活動報告
- INFORMATION
- 9 北海道「人材確保支援事業」
- 9 キャリア教育連携事業
- 10 小規模事業者持続化補助金
- 10 経営改善個別診断・経営支援
- 10 専門家派遣事業
- 10 石狩市中小企業特別融資貸付金利子補助金
- 10 小規模事業者経営改善資金融資利子補助金
- 11 人材育成助成金
- 11 創業支援
- 11 労働保険事務組合のご案内
- 12 日商簿記検定試験施行期日等
- 13 育児・介護休業法改正のポイントのご案内
- 14 会館使用のご案内
- 14 いしかり地域応援商品券
- 14 新会員募集のご案内



2025 APRIL No.46 石狩商工会議所報 躍動
編集・発行/石狩商工会議所

石狩商工会議所
〒061-3216 石狩市花川北6条1丁目5番地
TEL (0133) 72-2111 FAX (0133) 72-2577
URL : <https://www.ishikari-cci.or.jp/>

一・小規模事業経営支援事業

経営者が抱える経営基盤強化や生産性向上などの課題解決のため、日常の経営相談・支援業務のほか、専門家・専門機関を活用した個別診断および専門家派遣事業等を実施し、よりきめ細かな支援体制強化を図って行く。

(1) 巡回・窓口相談、伴走型経営支援の強化
企業が抱える諸課題を速やかに把握し、適切な支援を行うため、経営指導員による巡回・窓口相談、支援を強化する。

(2) IT実装化支援事業（IT導入に関する専門家派遣等）の実施

中小企業を取り巻く環境が急速に変化する中、経営者が抱える諸課題解決を支援するため、当会議所の経営指導員のみならず、専門家派遣や中小企業診断士、弁護士等による個別診断を実施することで相談体制を強化し、経営環境の改善・身の丈にあったIT技術の実装化に貢献する。

(3) 経営力強化支援事業の実施

中小企業経営力強化支援法に基づき、経営分析や事業計画策定等に対する経営支援の強化を推進する。

(4) マル経・各種融資制度の活用促進

北海道や石狩市が運用する制度資金等について、金融機関との連携により利用推進を図り、中小企業の資金調達を支援する。

(5) 法務・税務・労務に関する相談事業の実施
① 所得税の確定申告時期に合わせ、小規模事業者を対象とした決算および確定申告に係る相談・支援の窓口を二月中旬から三月中旬までの期間中に開設する。

② 企業経営にまつわる法令の制定・改正や労務に関する問題など、経営者が日頃抱える悩みを解決するため、専門家による相談窓口を開設する。

(6) 記帳機械化の推進

小規模事業者の事務負担軽減を図るため、記帳の電子化を推進し、振替伝票の入力および帳簿の作成を代行する事業を実施する。

帳簿の電子化を推進し、振替伝票の入力および帳簿の作成を代行する事業を実施する。

(7) 創業支援の拡充と事業承継に関する相談、支援
創業・第二創業者の創業マインド醸成をはじめ、創業後のフォローまで各段階に応じたきめ細かい創業・ベンチャー支援の推進を実施する。また、小規模事業者の円滑な事業承継・引継ぎ支援のため、北海道事業引継ぎ支援センターとの連携による相談、支援事業を推進する。

(8) 講習会・講演会の開催

中小企業の経営改善に資する、経営者や従業員の資質向上を目的とした各種講習会・講演会を開催する。

(9) 経営発達支援計画の導入

小規模事業者支援法に基づき、小規模事業者の事業の持続的発展を支援する体制を整備するため、石狩市と共同して経済産業大臣に申請した「経営発達支援計画」に基づき事業を実施する。内容は次のとおり。

- ① 地域の経済動向調査に関すること
- ② 需要動向調査に関すること
- ③ 経営状況の分析に関すること
- ④ 事業計画策定支援に関すること
- ⑤ 事業計画策定後の実施支援に関すること
- ⑥ 新たな需要の開拓に寄与する事業に関すること
- ⑦ 事業の評価及び見直しをするための仕組みに関すること
- ⑧ 経営指導員等の資質向上等に関すること

二・人材育成および労務対策事業の推進

後継者の育成や、従業員の資質向上に関する諸事業を通じ、企業の中長期的な発展に貢献する人材の育成を行う。

(1) 青年部・女性会の活動支援

青年部・女性会の行う自主的な活動を支援し、人格形成や次代の経営者として必要な知識や経験の獲得を促す。

(2) 労働保険事務組合の運営強化

労働保険に係る煩雑な事務を代行し、会員事業所の負担を軽減するとともに、労働保険の適用を推進し、中小企業における労働福祉環境の向上を図る。

(3) 人材能力開発育成支援事業

経営者および従業員の資質向上を図るため、公的機関等で開催される研修会等への参加費用を一部助成する。

(4) 健康維持増進支援事業の強化

会員企業が自社の従業員を対象に行う健康診断について、その費用の一部を助成するとともに、同制度の利用状況を逐次調査し、一層の利用促進を図る。

(5) 優良従業員表彰の実施

会員企業に勤務する永年勤続者の功労を称え、勤労意欲の向上を図ることを目的とした表彰事業を実施する。

(6) 各種検定試験の実施

ビジネスの現場で要求される知識やスキルを身につけた人材を育成するため、各種検定試験を実施する。

II 地域経済振興・活性化へ向けた取り組み

一・地域活力支援事業

商店街や企業が行う、集客や販促に繋がる自主的な活動に対し、積極的な支援を行う。

(1) 商店街対策事業

当会議所会員を中心とする、商工業者により組織される団体が、地域経済の振興や、集客の向上等を目的として自主的に行う事業に対しその費用の一部を助成するとともに、関係諸団体と連携し、商店街の活性化に貢献する。

(2) 得する街のゼミナール（まちゼミ）支援事業

石狩商店会連合会が行うまちゼミ事業への支援を行い、地域住民に個店の存在や特長を周知することで、地域経済の活性化に貢献する。

(3) 小規模事業者経営改善支援事業

資金調達に苦慮する小規模事業者への支援策として、小規模事業者経営改善資金（マル経資金）借入れ事業者に対し、支払利息の一部を助成する。

（4）創業期経営不安定支援事業【新】
創業期の事業者への支援策として、市内金融機関又は日本政策金融公庫の創業資金借入者に対し、利息の一部を助成する。

二．活力ある地域産業の展開

地場企業がより市場競争力の高い商品を開発するよう、企業間ネットワーク構築や企業や製品を広く市内外にPRするための各種事業を展開する。

また、深刻化する人手不足問題に対する取り組みとして、市内及び近郊の教育機関との連携事業を展開する。

（1）いしかりPR事業

当会議所が運営するWEBサイトを活用し、会員企業が取り扱う製品・サービス・イベント情報等について、より効果的に広く市内外に発信する。また、様々な媒体の活用やイベントへの参加を通じ、新たな石狩ブランドのPRに努める。

（2）建設関連支援事業

地元建設関連企業のPRと民間工事受注の増加を狙い、会員企業による展示・相談会を開催する。

（3）新商品・新技術開発支援事業

企業が行う新商品・新技術開発および販路開拓に関する調査研究等に対して経費の一部を助成し、その取り組みを支援する。

（4）ビジネス交流事業

主に石狩湾新港地域の事業所を中心に、幅広く異業種間の連携を深め、域内のビジネスチャンスへと繋げるための交流会を開催するほか、新たに起業した事業所や新規会員相互のネットワーク構築を企画した交流会も別途開催する。

（5）新規開業・創業支援事業

「産業競争力強化法」に基づき、石狩市内に

おける新規創業や第二創業の希望者を対象に、地域の創業を促進させるため、石狩市との連携により、窓口相談・創業セミナー・専門家等による支援を行う。

（6）いしかり創業促進事業

石狩市が実施し、当所がその運営に協力している特定創業支援事業の対象となり、かつ当所において指導を受けた起業家に対し、起業に係る費用の一部を助成する。

（7）雇用対策における教育機関との連携事業

地域経済の未来を担う青少年の育成・教育を通じ、地元企業についての理解を深めるために、市内の高校や近隣の大学等とキャリア教育連携を図り、市内中小企業の発展に貢献できる人材の育成を目的とした事業を実施する。

（8）多様な人材活躍の推進

長期化する人手不足が深刻化する中、多様な働き手（外国人労働者を含む）が活躍できるように、会員事業所の人材確保・従業員の離職防止・職場定着に向け、企業の中核を担う人材の育成やスキルアップにつながるセミナー、専門家による個別相談を実施する。

（9）起業家育成事業【新】

市内での創業を促進するため、教育機関と連携し教育機関側や学生の情報収集のほか、学生を対象とした専門家や当会議所会員経営者によるセミナーを実施する。

（10）石狩企業デジタルガイドブック事業【新】

市内企業の魅力を発信し認知度向上や人材確保につなげる、石狩湾新港地域の建設業・製造業を対象とした、石狩企業デジタルガイドブックを作成し当所ホームページにて発信する。

（11）市内消費喚起・需要拡大事業

市内事業者全体の経済活性化を図るよう、地域における消費を喚起・下支えするための事業を逐次企画、実施する。

三．総合振興事業

（1）小規模事業者等の経営基盤強化と経営環

境変化への支援事業

足元の課題である円滑な価格転嫁の実現に向けて「パートナーシップ構築宣言」の普及による取引の適正化・環境づくりを推進する。

（2）健康経営優良法人制度の推進と啓発

従業員の健康管理を戦略的な経営投資として捉え、会員事業所の生産性向上と人材確保を目指し、制度の推進と啓発を行う。

（3）法定台帳整備

商工会議所法に則り法定台帳を整備することにより、市内商工業者の実態把握に努めるとともに、得られた情報を基に特定商工業者名簿を作成しビジネスマッチングに活用する。

（4）洋上風力研究事業【新】

石狩市との連携事業への参加や洋上風力発電事業に関する諸課題について調査研究を行う。

Ⅲ 産業基盤の整備促進へ向けた取り組み

一．提言・要望活動の強化

地域経済全体の振興及び市内立地企業の経営安定化に資するよう、税制の改正や各種振興・補助事業・インフラ整備等の諸課題について、会員をはじめとする地元企業の意見を集約し、日本商工会議所等関係機関と連携しながら、国や自治体に対し提言・要望活動を実施する。

（1）産業及び経済政策

（2）地域社会の問題

（3）社会資本整備促進

（4）公共投資拡大

（5）商工業振興

（6）ロープウェイ等交通インフラの実現

二．石狩湾新港地域の開発促進

石狩市の強みを活かした再生可能エネルギーを供給する「REゾーン」において「地産地活」を図り、地域の脱炭素化と産業集積の実現など、「経済と環境の好循環」を目指すほか、石

狩湾新港地域の機能を最大限發揮するためのインフラ整備を国や道へ要望するとともに、地域振興の観点から、同地域への投資が地場企業へ還流するよう関係機関に働きかける。

- (1) 石狩市沖の促進区域への早期選定と石狩湾新港の拠点港化を進める期成会への協力
- (2) 洋上風力発電に対する理解と機運の醸成
- (3) 企業誘致促進及び立地企業への操業支援活動の推進
- (4) 港湾施設、道路網等の整備促進活動
- (5) 国内定期航路の誘致促進
(石狩湾新港国内定期航路誘致期成会への協力)
- (6) 新港の活用による貿易・経済の拡大

IV 会員サービスの充実と財政基盤の強化

一・各種共済制度の加入促進

中小企業の経営安定化に資する共済制度について、制度内容・効果等を積極的にPRし、加入を推進するとともに、手数料による安定的な財源の確保に努める。

- (1) いしかり共済等の積極的な推進

二・会報・WEBサイトの活用による情報提供

当会議所が運営する各種媒体を活用し、会員企業に対し人材確保に関すること等を含む必要かつ有益な情報を迅速に提供するとともに、会員企業や製品のPRに努める。

また、ホームページの有効活用による経営相談等のデジタル化や、情報提供の迅速性・利便性の更なる向上を図る。引き続き電子的手段を活用した情報発信を強化する。

- (1) 会報「躍動」の発行
- (2) 会議所HPの有効活用による情報発信力の強化
- (3) 電子的手段を活用した情報発信の強化

三・会員交流事業の実施

会員企業相互の親睦を図るとともに、異業種間の交流によるビジネスチャンス拡大を目的とした会員交流会を開催する。

四・会館利用の促進

当会議所が管理・運営する石狩商工会館について、研修・会議での利用等、貸室および備品貸出業務を周知し、会館利用の促進を図る。

V 組織体制と活動基盤の強化

一・部会・委員会活動の活性化

業種別部会を通じ、各業種における課題を抽出・改善していくための様々な事業を実施し、部会員の経営安定化に貢献する。また、当会議所が抱える諸問題・重要事項に関し、委員会による調査研究活動を推進し、商工会議所運営の円滑化を図る。

- (1) 部会の研修、部会員交流事業の実施
- (2) 部会員の意見、要望等のとりまとめ
- (3) 委員会における地域商工業や商工会議所運営に係る重要事項の調査研究、諮問事項に対する答申
- (4) 役員・議員研修の実施
(洋上風力発電支援組織に関する調査・研究)

二・地区別協議会の開催

各地区における会員相互の交流を促進するとともに、会員から直接意見を聴取し、役員との意見交換を行う場として、地区別協議会を開催する。

三・会員増強運動の推進

当会議所の組織力強化を図るため、加入推進パンフレット等のツールを作成・活用し、組織強化特別委員会を中心に会員および役員が一体となり、新会員獲得運動を展開する。

(1) 加入推進による組織力の強化

四・第一〇期役員・議員の選出

本年一〇月末日を持って、現行第九期の役員・議員について、その任期が満了することから、新たに役員・議員を選出する。

令和7年度 収支予算書 総括表

自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日

(単位：千円)

会計別	収 入			支 出			備 考
	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	対 比 増 減	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	対 比 増 減	
1. 一般会計	63,861	62,456	1,405	63,861	62,456	1,405	繰入金 0 繰出金 8,182
2. 中小企業相談所 特別会計	58,389	55,800	2,589	58,389	55,800	2,589	繰入金 6,465 繰出金 0
3. 商工会館運営 特別会計	8,801	8,768	33	8,801	8,768	33	繰入金 198 繰出金 0
4. 共済事業 特別会計	8,699	7,794	905	8,699	7,794	905	繰入金 1,002 繰出金 0
5. 労働保険事務組合 特別会計	2,612	2,541	71	2,612	2,541	71	繰入金 517 繰出金 0
合 計 (繰入金・繰出金を除く)	142,362 (134,180)	137,359 (129,246)	5,003 (4,934)	142,362 (134,180)	137,359 (129,246)	5,003 (4,934)	

令和6年度 要望活動

令和6年は、コロナ禍からの回復が進み経済活動が活発化しましたが、長引く原材料・エネルギー価格の高騰や物流コストの増加等による収益の減少など、中小・小規模事業者は依然として厳しい状況下におかれました。そのような状況を踏まえ、石狩商工会議所では北海道商工会議所連合会等の関連団体と連携して、国や道、石狩市に対し、以下のとおり要望・陳情活動を行いました。

●全道商工会議所大会提出議案：国・道に対する要望事項

- 1 経営コスト上昇への支援、2024年問題支援、資金繰りに対する支援、公共事業予算枠の安定的な確保と施工時期の平準化、公共事業の早期発注及び物品納入や業務委託の地元企業優先発注、商工会等指導環境推進費（事務局長設置費）補助対象基準の見直し
- 2 広域観光サイクリングルートの創出
- 3 札幌丘珠空港の滑走路延長による機能拡充と国内路線の拡充
- 4 交通・物流インフラの整備促進並びに国土強靱化の促進

【道路網の整備】

- ・道央圏連絡道路（国道337号）の早期全線開通、花川通延伸の早期完成、国道の防災対策、新港地域から札幌都心へのアクセス改善、新港地域から高速道路ICへの直接アクセスに関する調査促進、道道の整備等

【交通インフラ】

- ・石狩～札幌間との軌道系交通機関等の実現

【港湾機能の整備】

- ・石狩湾新港北防波堤の延伸整備及び石狩湾新港東地区（埠頭）の整備促進、石狩湾新港への内貿定期航路就航の実現。石狩湾新港への海上保安官署の設置、港湾法に基づく「拠点港湾」への指定
- 5 環境に配慮したデータセンター（DC）の集積誘致、石狩警察署の新設
 - 6 再エネ海域利用法に基づく洋上風発電事業の「促進区域指定」の実現
 - 7 北海道開発に係る枠組み（開発予算の一括計上や北海道特例措置）の堅持

●石狩市に対する商工業の振興に関する要望

I 経済回復に向けた地場企業等活性化

大胆な財政出動による市内消費拡大策、物価高騰に伴うコスト負担対策、中小・小規模事業者への支援強化、経営改善普及事業に伴う交付金の拡充、資金調達の円滑化に向けた金融支援の拡充、創業・事業承継等に対する支援強化、地元優先発注の強化推進

II 賑わいのあるまちづくりへの支援

（仮称）石狩市民文化ホールの建設、事業者が主体的に実施する事業への支援強化、観光振興施策の推進

III 強靱な地域開発と社会資本の整備

石狩市沖における洋上風力発電と支援基地港湾の整備、石狩湾新港地域における産業支援機能の再設置、石狩湾新港の整備強化と利用促進、石狩湾新港地域への企業誘致と操業支援強化、都市基盤施設等の整備推進、環境対策の強化

いしかり創業者交流会

7月26日（金）、石狩商工会館にて「いしかり創業者交流会」を開催し、石狩市内で創業された方など6名が参加されました。

交流会では、「生成AIで創業期の情報発信をパワーアップ！生成AIを活用した効率的かつ効果的な発信術」というミニセミナーを実施し、生成AIを活用したSNS投稿の方法や事務作業の時間短縮の方法などについて学び、その後、参加者の自己紹介・企業PRを行いました。

また、参加者それぞれが積極的に名刺交換や参加者の事業などについて情報交換するなど、親睦と交流を深めました。



新会員交流会

令和6年9月25日（水）、商工会館において新会員交流会を開催し、8名が参加しました。

交流会では、令和6年度に加入された新会員を紹介し、今回出席された皆様には、自己紹介をかねて自社PRを行っていただきました。

続いて、事務局より会員向けの各種サービス事業について説明を行ったあと、マーケティング北海道㈱の高橋洋之氏を講師にお招きし、人脈づくりについてのミニセミナーを開催しました。

懇親会では、積極的に名刺交換、情報交換を行い会議所事業についての理解と会員相互の交流を深めることができました。



令和6年度石狩商工会議所優良従業員表彰

永きにわたり企業発展に貢献されてきた従業員を表彰いたしました。

《特別表彰》

東洋ガラス工業(株)	内藤 幸穂
東洋ガラス工業(株)	早坂 正雄

《30年表彰》

(株)タカノハ	岡本 雄嗣
東洋ガラス工業(株)	三浦 雄二

《25年表彰》

(公社)石狩市シルバー人材センター	佐藤 義浩
(株)新興工業	西田 禎嗣
(株)新興工業	金子 幸人

《20年表彰》

東洋ガラス工業(株)	中村 英隆
(株)タカノハ	斉藤 洋平
東洋ガラス工業(株)	大橋 寛征
石狩産業(株)	野田 力

《15年表彰》

(株)タカノハ	熊倉あやの
---------	-------

《10年表彰》

(株)タカノハ	高橋 将宣
東洋ガラス工業(株)	宝達 翔太
マルウロコ酒井建設工業(株)	花田 慎二
(株)シンエー機材	川口 涼司
東洋ガラス工業(株)	荒谷 和宏

《5年表彰》

(株)タカノハ	田中 利樹
(一財)石狩市防災まちづくり協会	三浦 仁志
(一財)石狩市防災まちづくり協会	中川 昌時
マルウロコ酒井建設工業(株)	宮川 典人
マルウロコ酒井建設工業(株)	山口 拳仙

(敬称略)

いしかりデジタルスタンプラリー

- ・目的：石狩商工会議所及び石狩北商工会会員事業所の新規顧客獲得や既存客の再来店を促し、企業の収益向上や経営の安定に資し、もって地域経済の活性化に貢献する事業として実施した。
- ・事業内容：500円（税込）以上のお買い物等をしたお客様がスマートフォンを使ってラリースポット用QRコード*を読み込むことでスタンプを入手できものとした。ラリー参加者には、スタンプを3個以上集めると抽選で石狩市内の特産品が当たる企画とした。
- ・実施期間：令和7年1月15日（水）から2月28日（金）まで
- ・参加店舗数：50店舗
- ・応募総数：63件
- ・当選者数：石狩商工会議所会頭賞1名、特賞22名、お楽しみ賞15名



*QRコードは、(株)デンソーウェーブの登録商標です

石狩ものづくりネットワーク事業

- ◇石狩市ものづくり企業見学・交流会
 - 日時 ①令和6年10月16日（水）
②令和6年10月23日（水）
 - 対象 北海道科学大学機械工学科1年生、北海道科学大学高等学校3年生
 - 視察先 ①三和精工(株)、(株)徳重、(株)フジ、(株)マテック
②(株)石川金属製作所、(株)新興工業、富士屋鉄工(株)、北斗重工(株)石狩第2工場
 - 参加者 ①大学生40名、高校生1名、教員4名
②大学生41名、高校生2名、教員4名
- ◇企業見学レポート発表会
 - 日時 令和6年11月13日（水）
 - 会場 北海道科学大学 A311講義室
 - 内容 企業見学交流会に参加した学生による見学レポート発表
 - 参加者 8事業所12名、オブザーバー1名（石狩市）



リフォームフェスタ

- 3月15日（土）・16日（日）の2日間、花川北コミュニティセンターにて「いしかりリフォームフェスタ2025・春」を開催し、市内外から約1,150人が来場しました。
- 会場では、建設業種の会員16社と協賛出品メーカー4社が出展し、最新のリフォームアイテムやリフォーム技術のノウハウなどを来場者に紹介しました。
- ステージでは、石狩市公認キャラクターであるさけ太郎・さけ子による石狩〇×クイズ王決定戦や野菜詰め放題などを行い、たくさんの家族連れで賑わっていました。
- 今回のイベントで、多くの来場者に企業名・業務内容をアピールすることができ、新規顧客獲得に向けてのPR効果を得ることができました。



会員交流会

- 令和7年2月7日（金）、茨戸ガーデンにて会員交流会を開催し、113名（来賓含む）が参加しました。
- 交流会では、令和6年度に加入された新会員を紹介し、当日参加された新会員には、自社PRも行っていただきました。また、参加者それぞれが積極的に名刺交換などを行い、親睦と交流を深めました。
- 余興では、豪華景品が当たるお楽しみ抽選会やジャンケン大会を行い大いに盛り上がりました。
- ご参加いただきました会員の皆様には、心からお礼申し上げます。



女性会

令和6年度は、9月21日に「輪島市復興支援チャリティーダンスパーティー」を開催し、石狩市内外より約164名の皆様にご参加いただきました。収益の一部は輪島商工会所女性会へ寄付を行いました。

10月4日には、札幌パークホテルにて道央ブロック6女性会が実行委員となり、第36回全道商工会議所女性会研修交流会を開催いたしました。当日は、全体で16女性会約160名の皆様が参加をされ、盛会に終えることができました。

10月22日には、札幌において会員研修を行い、8名の会員が参加しました。研修では、「豊平峡ダム」や「定山溪温泉街」、「八剣山ワイナリー」等を訪れ、非常に有意義な時間を過ごすことができました。

その他、講習会等、会員相互の親睦、資質向上を目的とした行事等を開催しております。



写真は、9月21日開催「輪島市復興支援チャリティーダンスパーティー」

青年部

令和6年度は、9月28日(土)・29日(日)に「第59回石狩さけまつり」にて、こども縁日(射的、空き缶積み)を出店いたしました。

空き缶積みでは、こどもたちが直接缶に触れることで、石狩市が缶詰工場発祥の地であることを知ってもらうきっかけを提供することができました。

今後も青年部員の資質向上を図り、より一層青年部として地域振興・社会貢献への取り組みを行うと共に、石狩の経済界を担う人材を育てるべく、日々研鑽に努めてまいります。



写真は、令和6年9月28・29日開催「第59回石狩さけまつり」

令和6年度 部会活動 報告

◇建設業部会 視察研修

日時 令和6年11月15日(金)～16日(土)
視察先 札幌市 北海道電力(株) 藻岩発電所
札幌市水道局 白川浄水場
参加者 14名

◇工業部会 視察研修

日程 令和6年11月20日(水)～21日(木)
視察先 東京都江東区 東京ビッグサイト
「産業交流展2024」
埼玉県川越市 (株)長谷川製作所、笛木醤油(株)、
川越まつり会館、川越市立博物館
参加者 7事業所7名

◇商業・サービス業部会 合同視察研修

日程 令和6年11月26日(火)～27日(水)
視察先 トウシの森 きとろん、東川町商工会HUC運営
委員会、道の駅ひがしかわ「道草館」、せんとぴゅ
あⅠ・Ⅱ、北鎮記念館、キッコーニホン醤油工場、
三千櫻酒造
参加者 12名(商業部会3名、サービス業部会9名)

◇工業部会 製造業における健康経営セミナー

日時 令和6年12月9日(月) 17:00～
場所 石狩商工会館
参加者 8事業所9名

◇工業部会 意見交換懇親会

日時 令和6年12月9日(月) 18:00～
場所 美食工房 花
参加者 8事業所9名、アクサ生命保険(株)5名

◇建設業・工業部会合同開催 職長・安全衛生責任者講習

日時 令和7年2月14日(金)～15日(土)
会場 (株)PCT北海道教習所
出席者 4事業所5名

◇建設業部会 いしかりリフォームフェスタ2025・春

実施期間 令和7年3月15日(土)～16日(日)
参加企業数 16社

— 未来を築く第一歩！支援金で人材確保をサポート！ — 北海道「人材確保支援事業」

人手不足が深刻な道内事業者が、対象職種（下記参照）に求職者を労働時間が週20時間以上かつ31日以上在職させた場合に、事業者支援金10万円（＋離職期間1年以上の方を雇用、または賃金額を令和6年12月就労分から3.5%以上増額させた場合10万円加算）[1回限り]、就労者に奨励金10万円（＋移動費実費 ※上限10万円）を支給します。

※移動費実費とは、航空券・JR料金等（引越費用等は含みません）

【対象となる職種】（第5回改定厚生労働省編職業分類による）
「008建築・土木・測量技術者」、「023看護師、准看護師」、「024医療技術者」、「028保健医療関係助手」、「029保育士、幼稚園教員」、「048営業の職業」、「049福祉・介護の専門的職業」、「050施設介護の職業」、「051訪問介護の職業」、「055飲食物調理の職業」、「056接客・給仕の職業」、「058その他のサービスの職業」、「059警備員」、「071製品製造・加工処理工（金属製品）」、「072製品製造・加工処理工（食料品等）」、「075機械整備・修理工」、「083貨物自動車運転の職業」、「084バス運転の職業」、「085乗用車運転の職業」、「089施設機械設備操作・建設機械運転の職業」、「090建設躯体工事の職業」、「091建設の職業（建設躯体工事の職業を除く）」、「092土木の職業」、「094電気・通信工事の職業」

【対象事業者】

道内に本店もしくは主たる事務所又は事業所を有する法人又は個人であって、上記対象職種に求職者を労働時間が週20時間以上かつ31日以上在職させた事業者
※要件を満たす方の雇入数に制限はありませんが、事業者への支給は1回限りです。

【申請手続きの流れ】

- ① 求職者を採用
- ② 審査申請（ホームページから申請書類をダウンロードし、必要事項を記載のうえ、郵送していただきます。不備がないように必要書類をスキャンしてメールで送付し、事務局で事前確認を行うことができますので、ぜひ事前確認をご利用ください）
- ③ 審査完了後、指定した振込先口座に入金

【審査申請受付期間】

令和7年7月31日（木）まで（当日消印有効）
※申請期限は勤務初日から2ヶ月以内となります。

【留意事項】

- ① 勤務日の早い順で支給を決定します。奨励金、支援金及び支援加算金は予算の範囲内で支給するため、申請が予算を超えた場合は、申請いただいても奨励金、支援金及び支援加算金は支給いたしません。
- ② 同一の勤務日で予算残額を超える申請があった場合、予算上限に達するまで電子くじによる選定を実施します。
- ③ 労働関係法令違反が疑われる事由が判明した場合、当方から関係機関に通報いたします。この場合、支援金等は支給されません。

【問合せ先】

人材確保支援事業コールセンター
電話：050-3613-3016
Mail：jinzaikakuho2025@athuman.com
HP：https://jinzaikakuho2025.pref.hokkaido.lg.jp

キャリア教育連携事業

石狩商工会議所では、平成30年6月1日付で北海道科学大学と、また、令和4年3月17日付で石狩翔陽高校とのキャリア教育連携に関する協定を締結し、企業・団体・学校が連携して、地場企業をよりよく知る機会の充実を図るとともに、同校の学生が社会人として活躍するための基礎能力と専門性を併せ持つ人材の育成を目的としたさまざまな事業を行っております。

当会議所といたしましても、今後一人でも多くの学生が地場企業に就職していただけるよう、相互実施事業への参画など、会員事業所のご協力を賜りながら同校との連携強化に努めてまいります。



写真：石狩市ものづくり企業見学レポート発表会（11 / 13 実施）

経営改善個別診断・ 経営支援専門家派遣事業

中小企業・小規模事業者を巡る内外環境がこれまでに大きく変化する中で、経営課題・経営支援ニーズは複雑化・高度化・専門化しています。

中小企業相談所では、経営指導員、補助員等による経営アドバイスのほか、税務・労務・融資など窓口での経営支援、直接皆様の会社を訪問させていただき巡回支援を実施し、経営改善に係る適切な支援を行っております。

また、経営指導員等による一般経営相談に加え、より複雑な経営課題や専門的事項に関するご相談には、中小企業診断士等の専門家派遣による経営相談支援を行っており、会員の皆様に対し、高度な経営分析等を行う専門家の派遣を、年間3回まで無料で実施しております。

専門家派遣については、商工会議所独自の経営改善個別診断事業のほか、「エキスパートバンク」など、外部の支援機関の枠組みもご活用いただけます。ご利用に際しては、それぞれ所定の手続き等がございますので、予め事務局にご相談ください。

■中小企業相談所 経営支援課
☎0133-72-2111

小規模事業者持続化補助金

小規模事業者持続化補助金とは、小規模事業者等が今後複数年にわたり、相次いで直面する制度変更（物価高騰、賃上げ、インボイス制度の導入等）等に対応するために取り組む販路開拓等の取組を支援するもので、その取組に要した経費の一部が、所定の審査を経て採択決定された場合に補助金として交付されます。補助率、補助上限額等については、以下のとおりです。

補助率、補助上限等（一般型通常枠）

補助率	2/3（賃金引上げ特例のうち赤字事業者は3/4）
補助上限	50万円
インボイス特例	50万円上乗せ※ ※ただし、インボイス特例の要件を満たしている場合に限る
賃金引上げ特例	150万円上乗せ※ ※ただし、賃金引上げの特例の要件を満たしている場合に限る
上記特例の要件をともに満たす事業者	200万円上乗せ※ ※ただし、両特例要件を満たしている場合に限る

※補助事業終了時点で一定要件を満たす必要があり、満たさない場合補助交付は行いません。

※制度の詳細や公募要領、申請様式等の入手については、WEBサイトでご確認ください。

○公募期間（予定）

公募要領公開：2025年3月4日（火）

申請受付期間：2025年5月1日（木）

申請受付締切：2025年6月13日（金）17：00

事業支援計画書（様式4）発行の受付締切：

2025年6月3日（火）

※今回より「小規模事業者持続化補助金（創業型）第1回」も募集いたしますので、制度の詳細につきましては、下記のWEBサイトにてご確認ください。

■小規模事業者持続化補助金公式サイト（一般型）

<https://r6.jizokukahojokin.info/>

■小規模事業者持続化補助金公式サイト（創業型）

<https://r6.jizokukahojokin.info/sogyo/>

石狩市中小企業特別融資貸付金 利子補助金

令和6年度下期の利子補助金の申請時期です！

石狩市中小企業特別融資資金を利用し、対象期間中に同制度の融資に対して支払った利子のうち融資利率の0.5%を補助します。

【対象期間】

令和6年10月1日から令和7年3月31日までに支払った利子分

【申請期限】

令和7年4月11日（金）

※期限までに必ず申請してください。

【申請書設置場所】

(1) 石狩市産業振興部商工労働課

(2) 石狩商工会議所

(3) 石狩北商工会

(4) 市内同制度取扱金融機関

※石狩市HPからもダウンロードできます。

【申込・問い合わせ先】

〒061-3292 石狩市花川北6条1丁目30番地2

石狩市産業振興部商工労働課 TEL72-3166

人材育成助成金

当会議所では、研修機会の増進を図り多くの有為な人材を育成し、市内商工業者の経営体質強化、経営安定、活性化に寄与することを目的した助成金制度を設けておりますので、ぜひご活用ください。

●対象となる研修

中小企業基盤整備機構の中小企業大学校等公的機関及び(株)PCT北海道教習所が実施する研修

●助成率及び助成限度額

助成対象経費の2分の1以内、1年間に1会員事業所が受けられる助成金の限度額は4万円です。

●助成金の申請

研修終了後、1ヶ月以内に石狩商工会議所人材育成助成金交付金申請書に次の書類を添付して事務局まで申請ください。

- ①研修案内等研修内容がわかるものの写し
- ②修了証書の写し
- ③受講料、教育費の領収証の写し
- ④旅費・宿泊費の清算書及び領収証の写し
- ⑤その他必要と認める書類

●助成金の交付

書類内容を審査し適当と認めるときは、予算の範囲内において、助成金(千円未満切捨)を交付します。予算に達した時点で当該年度の助成を終了します。

●助成金対象経費

研修にかかる受講料、教育費、旅費および宿泊費(宿泊費は中小企業大学校付属寮に入寮した場合のみ)

小規模事業者経営改善資金 (マル経資金) 融資利子補助金

マル経利子補助事業は、小規模事業者の経営安定と資金調達コスト軽減を目的に、マル経融資を受けた事業者に対して当会議所が実施しており、マル経融資を利用された会員事業所は、1%の利子補助が受けられます。

【概要】

補助期間：最初の1年間(12ヶ月)

補助率：融資実行時の金利のうち1.0%

補助条件：

- ①当会議所の会員であること
- ②当会議所から推薦されたマル経融資であり、約定通り償還され滞りのないもの。
- ③当会議所の会費を完納されていること。

補助限度額：5万円

【申請方法】

初回返済日から6ヶ月ごとに、申請書兼請求書、振込先記入用紙、日本政策金融公庫発行の利息支払証明書、返済予定表(写)を提出

小規模事業者経営改善資金(マル経)融資は、商工会議所の経営指導を受けている小規模事業者が経営改善に必要な資金を無担保・無保証人、低利で(株)日本政策金融公庫から融資を受けられる制度です。

※詳細は、石狩商工会議所 経営支援課へお問い合わせください。

創業支援

石狩商工会議所では、市内で開業を予定している方々について、石狩市や金融機関、各分野の専門家などと協力して、支援する体制を整えています。

石狩市では、産業競争力強化法に基づき、「石狩市創業支援事業計画」を策定し、平成27年に国の認定を受けており、石狩商工会議所もこれに協力しております。

具体的には、同計画における特定創業支援事業として、個別相談窓口を設置しており、中小企業相談所において、日頃から起業を志す方々の相談に応じております。また、相談内容が高度なものとなった

場合につきましては、必要に応じて専門家を派遣するなど、多様なニーズに対応できるように体制を整えています。

実際に起業に至った方々につきましても、各金融機関と連携しながら、各種融資制度の斡旋を行うなど、計画から起業の最終段階に至るまで、継続して支援してまいります。

商工会議所では例年、起業を目指す方々を対象とした創業セミナーを開催しておりますが、本年度につきましても開催を予定しており、日程等が決定次第、適宜周知する予定となっております。

労働保険事務組合のご案内 ～労働保険未加入の事業所は、加入しましょう！～

石狩商工会議所では、会員サービスの一環として、労働保険事務組合業務を行っています。

ご相談は、お気軽に！

・労働保険とは

労働者災害補償保険（労災保険）と雇用保険を総称した言葉です。労災保険は、農林水産の事業の一部を除き、パート・アルバイトを含めた労働者を1日・一人でも雇っていれば、その事業主は必ず加入手続きをしなければなりません。

・労災保険は

労働者が業務上の事由又は通勤によって負傷したり、病気に見舞われたり、あるいは不幸にも死亡した場合に、被災労働者やその遺族を保護するために必要な保険給付を行います。

・雇用保険は

労働者が失業した場合や労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、再就職を促進するための必要な給付を行います。

※雇用する従業員の1週間の所定労働時間が20時間以上であり、かつ31日以上雇用する見込みがあれば、必ず雇用保険をかけなければなりません。

・労働保険事務を委託するメリット

①事務負担の軽減

公共職業安定所や労働基準監督署への事務手続きのほか、労働保険料の申告・納付や雇用保険の資格取得・喪失等の手続きを代行しますので、事務処理の負担軽減が図られます。

②分割納付

通常は納付すべき概算保険料の額が40万円（労災保険又は雇用保険のいずれか一方の保険が成立している事業主については20万円）以上でなければ分割納付ができないところを労働保険事務の処理を事務組合に委託している事業主は、保険料の額に関わらず3回に分けて納付できます。

③事業主も労災保険に特別加入できる

労災保険に加入することができない事業主や家族従事者等も、労災保険に特別加入できます。通常、従業員しか加入できない労災保険に事業主も加入できるので、従業員と一緒に仕事をされる事業主の方も安心して作業ができます。ただし、雇用する労働者について労災保険が成立していることが必要です。詳しくは、次の問い合わせ先まで

■問合せ先：経営支援課

(TEL：0133-72-2111)

令和7年度実施 日商簿記検定試験 施行日

日商簿記検定試験（2級・3級）では、随時施行可能なネット試験を実施しております。ネット試験方式の受験申込方法（インターネット受付のみ）、試

験施行開始日時等の詳細は、日商簿記検定のホームページをご確認ください。

(<https://www.kentei.ne.jp/bookkeeping>)

◆当会議所における令和7年度 日商簿記検定試験 施行期日等一覧表

検定回数	検定級	施行日	募集期間	受験料
170	2～3級	令和7年6月8日（日）	4/21～5/12	2級 5,500円 3級 3,300円
171	2～3級	令和7年11月16日（日）	9/29～10/20	
172	2～3級	令和8年2月22日（日）	1/6～1/26	

※施行内容は変更することがあります。

育児・介護休業法改正のポイントのご案内 ～令和7年4月1日から段階的に施行～

令和7年4月1日から以下のとおり育児・介護休業法の改正が行われますので、確認をしておきましょう！

■令和7年4月1日から施行

1. 子の看護休暇の見直し ※就業規則等の見直しが義務化

改正内容	施行前	施行後
対象となるこの範囲の拡大	小学校就学の始期に達するまで	小学校3年生修了まで
取得事由の拡大（③④を追加）	①病気・けが ②予防接種・健康診断	①②左記同様 ③感染症に伴う学級閉鎖等 ④入園（入学）式、卒園式
労使協定による継続雇用期間 6ヶ月未満除外規定の廃止	〈除外できる労働者〉 ①週の所定労働日数が2日以下 ②継続雇用期間6ヶ月未満	〈除外できる労働者〉 ①左記同様 ※②を撤廃
名称変更	子の看護休暇	子の看護等休暇

2. 所定外労働の制限（残業免除）の対象拡大 ※就業規則等の見直しが義務化

改正内容	施行前	施行後
請求可能となる労働者の範囲の拡大	3歳未満の子を養育する労働者	小学校就学前の子を養育する労働者

3. 短時間勤務制度（3歳未満）の代替措置にテレワーク追加 ※選択する場合は就業規則等の見直し

改正内容	施行前	施行後
代替措置のメニューを追加 ※条件あり	①育児休業に関する制度に準ずる措置 ②始業時刻の変更等	①②左記同様 ③テレワーク

4. 育児のためのテレワーク導入 ※就業規則等の見直しが努力義務化

3歳未満の子を養育する労働者がテレワークを選択できるように措置を講じることが、事業主に努力義務化されます。

5. 育児休業取得状況の公表義務適用拡大 ※義務化

改正内容	施行前	施行後
公表義務の対象となる企業の拡大	従業員数1,000人超の企業	従業員数300人超の企業

6. 介護休暇を取得できる労働者の要件緩和 ※労使協定を締結している場合は就業規則等の見直し

改正内容	施行前	施行後
労使協定による継続雇用期間 6ヶ月未満除外規定の廃止	〈除外できる労働者〉 ①週の所定労働日数が2日以下 ②継続雇用期間6ヶ月未満	〈除外できる労働者〉 ①左記同様 ※②を撤廃

7. 介護離職防止のための雇用環境整備 ※義務化

介護休業や介護両立支援制度等の申出が円滑に行われるようにするため、事業主は、①介護休業・介護両立支援制度等に関する研修の実施または、②相談窓口の設置、③自社の労働者への介護休業取得・介護両立支援制度等の利用の事例の収集・提供、または、④利用促進に関する方針の周知のいずれかを講じなければなりません。

8. 介護離職防止のための個別の周知・意向確認等 ※義務化

(1) 介護に直面した旨の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認

介護に直面した旨の申出をした労働者に対して、事業主は介護休業制度等に関する以下の事項の周知と介護休業の取得・介護両立支援制度等の利用の意向の確認を、個別に行わなければなりません。

周知事項	①介護休業に関する制度、介護両立支援制度等（制度の内容） ②介護休業・介護両立支援制度等の申出先（例：人事部など） ③介護休業給付金に関すること
個別周知・意向確認の方法	①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか ※①オンライン可 ③④労働者が希望した場合のみ

(2) 介護に直面する前の早い段階（40歳等）での情報提供

労働者が介護に直面する前の段階で介護休業や介護両立支援制度等の理解と関心を深めるため、事業主は介護休業制度等に関する以下の事項について情報提供しなければなりません。

情報提供期間	①労働者が40歳に達する日（誕生日前日）の属する年度（1年間） ②労働者が40歳に達する日の翌日（誕生日）から1年間 のいずれか
情報提供事項	①介護休業に関する制度、介護両立支援制度等（制度の内容） ②介護休業・介護両立支援制度等の申出先（例：人事部など） ③介護休業給付金に関すること
情報提供の方法	①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか ※①オンライン可

9. 介護のためのテレワーク導入 ※就業規則等の見直しが努力義務化

要介護状態の対象家族を介護する労働者がテレワークを選択できるように措置を講ずることが、事業主に努力義務化されます。

■令和7年10月1日から施行

上記事項にあわせてさらに、事業主は、3歳～小学校就学前の子を養育する労働者の柔軟な働き方を実現するための措置（例：始業時刻等の変更、短時間勤務制度等）及び3歳未満の子を養育する労働者に対して、子が3歳になるまでの適切な時期に当該措置の個別の周知・意向確認に関する就業規則等の見直しが義務化されます。かつ事業主は労働者に対し、仕事と育児を両立することができるよう、妊娠・出産等の申出時と子が3歳になる前の個別の意向聴取及び聴取した労働者の意向についての配慮を行うことが義務化されます。

詳しくは、[育児・介護休業法 改正のポイントのご案内 厚生労働省](#) [検索](#) 【URL】 <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>

（出典：厚生労働省リーフレット「育児・介護休業法 改正のポイントのご案内 令和7（2025）年4月1日から段階的に施行」）

会館使用のご案内

当会議所では、会議室の貸出を行っております。会議、講演会、社員研修会などにご活用ください。会議室のお問い合わせや、申込の際は総務課までご連絡ください。

■会館使用料金表（税込）

	夏期（自5月～至9月）		冬期（自10月～至4月）	
	午前9時～午後5時	午後5時～午後9時	午前9時～午後5時	午後5時～午後9時
大ホール	4,400	4,840	5,720	6,600
小会議室	550	605	715	825
役員会議室	2,200	2,420	2,860	3,190
備考	電気料を含む	電気料を含む	電気料及び暖房料を含む	電気料及び暖房料を含む

(2時間単位)

いしかり地域応援商品券（石狩市プレミアム付商品券発行事業）

石狩市では、エネルギー・食料品価格等の物価高騰による影響を受けた市民生活の支援及び地域経済の活性化を図ることを目的として、プレミアム率30%の商品券を発行します。

今回は、従来の紙の商品券（中小専用券5枚・共通券8枚のセット）に加え、新たに電子商品券（中小専用券2,500円分・共通券4,000円分のセット）が発行され、1円単位で利用ができるなど利用者の利便性が増します。

電子商品券は、利用したい金額を利用者がスマホに入力して、店頭を設置した決済用二次元コードを読み取り決済する方式となり、お店側の新たな機器等の設備投資は不要なものとなって

いますが、決済の際には、お客様が入力した金額が間違いないかを確認するなどの作業は必要となります。

商品券の販売は、紙の商品券については前回同様簡易郵便局を除く市内の14の郵便局で、電子商品券（クレジット又はコンビニ決済）については特設サイトで、販売することになっています。

商品券の使用期間：令和7年6月2日から9月30日まで
会員の皆様には、ぜひプレミアム付商品券を取り扱う店舗としてご参加くださいますようお願いいたします。

新会員さんを募集しています

お知り合い・取引先で未加入の方がおりましたら、是非ご紹介ください



こんなときは、
石狩商工会議所へどうぞ！
企業のさまざまな問題解決を
お手伝いします。
お気軽にご相談ください！

融資を利用したいので相談にのってほしい…
万が一に備えた保険に加入したいな…
スキルアップの研修を受けたいけど、受講料が…
石狩産材を使った商品、試作してみたけど…
商売やっていると、いろいろと悩みが…



たとえば、こんなことやってます

マル経融資

無担保・無保証人・低金利で融資が受けられます。
(当会議所の経営指導と推薦が必要)

人材育成助成金

公的機関等の研修参加費を最大40,000円助成します。
(費用総額の1/2)

新商品・新技術開発支援

新商品等の開発・販路拡大に関する調査研究に対して経費の一部を助成します。

このほかにも、異業種交流・ビジネスマッチング、金融・税務、人材育成など、経営支援のための各種サービス事業を行っております。皆様の企業経営に是非お役立てください。

創業支援

石狩市内で創業する方を対象に公的な支援や当所独自の助成金（条件あり）などを受けられます。

健康診断

市内指定病院での健康診断が特別料金で受診できます。
しかも1人につき500円助成。

いしかり共済

月額980円からの生命共済制度。
業務内外を問わず24時間保障。

ご加入に関するお問合せは **石狩商工会議所**まで ☎ **0133-72-2111**



アクサ生命

経営者ご自身と 会社を守るがん保険

アクサの
治療保障の
がん保険 **マイセラピー**

ガン治療保険(無解約払いもどし金型)

がんにはげずに、
人生を歩むために。

特長
1

ガンの主な治療方法、
手術・放射線治療・化学療法(抗がん剤治療)を
入院しなくても保障します。

「手術」「放射線治療」は上皮内ガンも保障します。

特長
2

**一時金*1・先進医療*2・入院*3の特約を
プラスすると、保障の幅がひろがります。**

*1 ガン・上皮内新生物一時金特約(ただし、ご契約から90日間は保障されません。) *2 ガン先進医療給付特約(12) *3 ガン入院給付特約

●一時金の特約は最高2,000万円までご契約可能!

(「一時金1回のみ支払特約」を付加した場合で、
ガンと診断確定されたとき)

●お引受けには所定の条件があります。本商品をご検討の際には「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報・その他重要なお知らせ)」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

AXA-A1-2005-0726/9F7

アクサ生命は、商工会議所と協力し、会員事業所の各種ニーズ(弔慰金・見舞金制度、退職金制度、リスク対策や事業承継など)を共済制度/福祉制度でサポートしています。

アクサ生命保険株式会社 札幌支社 札幌営業所

〒060-0001 札幌市中央区北1条西2-2-1 北海道経済センタービル 7階 TEL 011-271-7388